

9 総合文化祭における著作権処理

(1) <<JPEG 画像について>>

総合文化祭のアナウンス部門・AP 部門では JPEG 画像を使用します。

1. 写真は必ず自校生徒が自分の手で撮影してください。

他の人が撮影した写真は、その人に権利があり、制作者にはありません。

インターネット上に掲載された他人のウェブページからの写真流用も禁止です。

2. アナログカメラで撮影した場合は写真をスキャナーで取り込んでください。

3. 手書きの文字や絵を使う場合は、それをカメラで撮影するかスキャナーで取り込めば利用できます。

4. 画像編集ソフトで、複数の写真を組み合わせたり文字を入れたなどの加工は可能です。

5. 被写体には、人が作り出したものには通常、著作権が発生します。また人物を撮影した場合は肖像権が発生します。

いずれも別途、著作権者や被撮影者に許諾を得たことが分かる書類を作成してください。

6. インターネット上の写真・新聞紙面・入場券が必要な場所での撮影・作者が死後 50 年経過していない絵画等の作品・CD ジャケット・本の表紙、本の中身等はいずれも著作権が発生します。

これらを使用するときは制作者が許可したことが分かる書類をもらってください。

7. 著作物ではありませんが明らかに商品名や会社名が解る映像は、避けた方がよいと思います。

8. インタビューした人の肖像権の許諾は原則必要ありません。(撮影を許可したことが明らかであれば必要ありません。)肖像権の許諾が必要な人たちは、撮られることを意識していない人たちです。撮影後に「こんな人が写っている!」という写真を見つけて、撮られている人を見つけることが不可能な場合はその写真は使用できないと考えてください。

9. 人形等のキャラクター玩具等の使用も原則禁止です。

自作のオリジナル人形を作成・使用してください。

(2) <<音源の使用について>>

総文祭放送情報部門大会ではネット音源については制作者の許諾が得られれば使用を認めます。

またNHK大会ではフリーに使用できた「NHKクリエイティブライブラリ」ですがこちらでは別途使用条件の確認が必要です。

何か不明な点があれば 元石川高校 海部(kaifu@e01.itscom.net)までメールで問い合わせてください。